

厚生労働省発生食0111第4号
令和4年1月11日

厚生科学審議会会長 福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の2第1項の規定に基づく飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業、飲食店営業(すし店)及び飲食店営業(めん類)の振興指針を定めることについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚生科学審議会
令和4年1月24日

生活衛生適正化分科会会長
芳賀 康浩 殿

厚生科学審議会会長

福井 次 矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の2第1項の規定に基づく飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業、飲食店営業（すし店）及び飲食店営業（めん類）の振興指針の改正について（付議）

標記について、令和4年1月11日付け厚生労働省発生食0111第4号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。